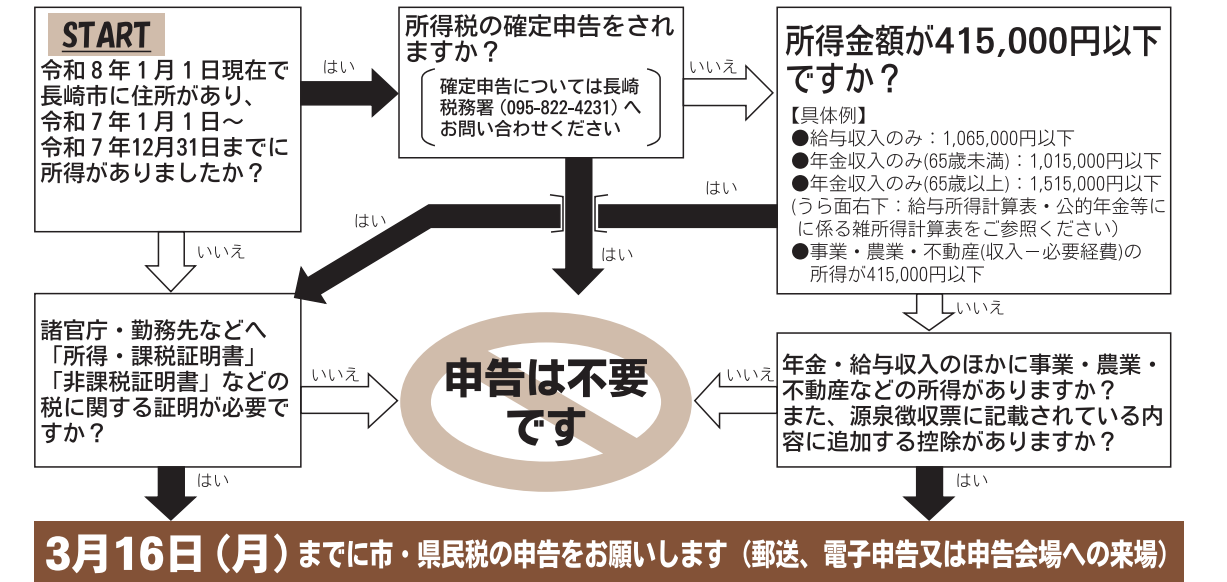


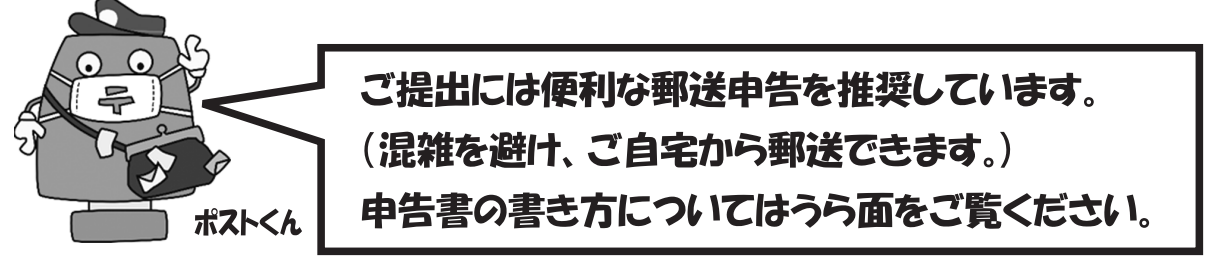
令和 8 年度（令和 7 年分）市・県民税の申告について（お知らせ）

平素から本市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、令和 8 年度（令和 7 年分）の市・県民税の申告の時期となりましたので、
必要事項をご記入のうえ、申告書をご提出くださるようお願いいたします。

1 市・県民税申告フローチャート



※上記のフローチャートは簡易的なもののため、各々の状況により当てはまらない場合は市民税
課へお問い合わせください。



2 申告の際に必要なもの（郵送される場合はコピーの添付をお願いします。）

- 【受付に必要なもの】
○市民税県民税申告書
○マイナンバーの確認書類および本人確認書類
例 1：マイナンバーカード（両面）例 2：マイナンバーの記載がある住民票と運転免許証など
【所得が確認できる次の書類のうち該当するもの（原本又は写し）】
◆営業等所得者、農業所得者、不動産所得者
…収支内訳書（又は自作の諸表）、経費の領収書など
◆給与所得者…令和 7 年分の源泉徴収票
◆公的年金などの受給者…令和 7 年分の源泉徴収票
◆配当、原稿料、講演料、個人年金、生命保険の満期返戻金などの所得があるかた
…令和 7 年分の支払調書など
【控除が確認できる次の書類のうち該当するもの（原本又は写し）】
◆社会保険料控除（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険など）
…令和 7 年中に支払った分の領収書、口座振替納付済通知書又は納付確認書
◆小規模企業共済等掛金控除…共済掛金、心身障害者扶養共済掛金又は確定拠出年金法
に基づく個人型年金加入者掛金等の証明書
◆生命保険料、地震保険料控除…令和 7 年分の控除証明書
◆勤労学生控除…学生証
◆障害者控除…本人又は扶養されているかたの障害者手帳や療育手帳など
◆雑損控除…令和 7 年中の災害関連の支出の領収書
◆寄附金控除…令和 7 年中の寄附金の受領書、領収書又は国税庁長官が指定した特定
事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」
◆医療費控除…医療費控除の明細書、医療保険者等の医療費通知書
※セルフメディケーション税制を選択する場合は、セルフメディケーション税制の
明細書

3 申告書の受付日程

申 告 受 付 会 場 ・ 日 程	別紙「令和 8 年度（令和 7 年分）市・県民税申告受付日程表」のとおり
申 告 期 限	令和 8 年 3 月 16 日（月）

4 納税通知書・証明書

納税通知書 … 6 月中旬に発送予定です。（※非課税のかたには送付しません。）
所得・課税証明書等… 6 月中旬以降に、各地域センター・各地区事務所・長浦事務所・
消費者センター（メルカつきまち 4 階）・三重地区市民センターにて
発行します。

5 所得控除

※○の数字は「市民税県民税申告書」の記載欄の番号です。
該当の控除がある場合は、申告書おもて面の対応する番号の欄に金額、氏名、生年月日、
個人番号などを記入してください。

控除の種類	控除の要件	
⑬社会保険料 控除	令和 7 年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者およびその他の親族分の 社会保険料を支払ったかた ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料、国民年金基金掛金 ・介護保険料・その他の社会保険料（退職後の任意継続保険料など） ※配偶者やその他親族が受け取る年金から引き落とし（特別徴収）されている社 会保険料はあなたの控除には該当しません。	
⑭小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金、確定拠出年金法に規定する年金加入 者掛金および心身障害者扶養共済掛金を支払ったかた	
⑮生命保険料 控除	令和 7 年中にあなたや配偶者およびその他の親族を受取人とする生命保険料など を支払ったかた ・生命保険料 ・介護医療保険料 ・個人年金保険料 ※申告書には <u>支払った金額</u> を記入してください。 ※控除額の計算方法については、申告受付書（申告書おもて面右側）のうら面に 記載してありますのでご参照ください。	
⑯地震保険料 控除	令和 7 年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者およびその他の親族の資産 に対する地震保険料・旧長期損害保険料を支払ったかた ※申告書には <u>支払った金額</u> を記入してください。 ※控除額の計算方法については、申告受付書（申告書おもて面右側）のうら面に 記載してありますのでご参照ください。	
⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除 （令和 7 年中の 合計所得金額が 135万円以下の 場合は非課税と なります）	寡婦	・夫と離別したあと再婚していないかたで、生計を一にする子以外の親族 （令和 7 年中の合計所得金額が 5 8 万円以下）を扶養しており、かつ、 令和 7 年中の合計所得金額が 5 0 0 万円以下のかた ・夫と死別したあと再婚していないかたで、令和 7 年中の合計所得金額が 5 0 0 万円以下のかた
	ひとり 親	・婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（令和 7 年中の総所得金額等 が 5 8 万円以下）を有する単身者（事実上婚姻関係と同様の事情にあると 認められる者がいないかた）で、令和 7 年中の合計所得金額が 5 0 0 万円 以下のかた
⑲勤労学生控除	令和 7 年中の合計所得金額が 8 5 万円以下（給与のみの場合、年収 1 5 0 万円以 下）で、不動産所得・利子・配当・譲渡・一時などの所得が 1 0 万円以下のかた	
⑳障害者控除 （あなたが障害者 で、令和 7 年中 の合計所得金額 が 1 3 5 万円以 下の場合は非課 税となります）	あなたやあなたの同一生計配偶者および扶養親族で次のいずれかに該当するかた ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を交付さ れているかた ・原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の 厚生労働大臣の認定を受けているかた ・6 5 歳以上のかたで、障害者として福祉事務所長の認定を受けているかた ※同一生計配偶者…あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）のうち、 令和 7 年中の合計所得金額が 5 8 万円以下であるかた	
㉑㉒配偶者控除 ・配偶者特別控 除・同一生計配 偶者（続く）	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者は除く）がいる場合、 配偶者の令和 7 年中の合計所得金額が ・5 8 万円（給与のみの場合、年収 1 2 3 万円）以下のかた…配偶者控除 ・5 8 万円超、1 3 3 万円（給与のみの場合、年収 2,015,999 円）以下のかた …配偶者特別控除 ※あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は配偶者控除および配偶者特別 控除の適用はありません。ただし、同一生計配偶者が障害者控除の対象に該当す	

㉑㉒配偶者控除 ・配偶者特別控 除・同一生計配 偶者（続き）	る場合、障害者控除の適用を受けることができますので障害者控除欄と併せて氏 名の記入及び㉒欄の同一生計配偶者にチェックを入れてください。 ※控除額は申告受付書（申告書おもて面右側）のうら面に記載しています。
㉓扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（事業専従者は除く）で、令和 7 年中 の合計所得金額が 5 8 万円（給与のみの場合、年収 1 2 3 万円）以下のかた ※他のかたと重複して同じかたを扶養親族とすることはできません。
㉔特定親族特別 控除（特親）	生計を一にする年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日以降平成 19 年 1 月 1 日まで）で、令和 7 年中の合計所得金額が 5 8 万円超 1 2 3 万円以下のかた ※申告書には控除額を記入してください。控除額は申告受付書（申告書おもて面 右側）のうら面及びこのお知らせのうら面右下に記載しています。
1 6 歳未満の 扶養親族（控 除対象外）	扶養親族のうち年齢 1 6 歳未満のかた（平成 2 2 年 1 月 2 日以降生まれ） ※1 6 歳未満の年少扶養親族のかたについても、必ず氏名・生年月日・続柄・個人 番号を記入してください。市・県民税の非課税限度額の算定、障害者控除・寡婦 控除・ひとり親控除の判定に使用します。 ※他のかたと重複して同じかたを扶養親族とすることはできません。
㉗雑損控除	令和 7 年中に災害などによりあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族 が所有する住宅や家財などに損害を受けたかた
㉘医療費控除	令和 7 年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他親族の医療 費・医薬品購入費（インフルエンザなどの予防接種にかかった費用や文書料など は対象となりません。）があるかた ※医療費控除を受けるには医療費控除の明細書の添付が必要です。領収書の提出 は不要ですが、申告後に提示又は提出を求める場合がありますので 5 年間は保 管してください。（医療費通知を添付する場合は除きます。医療費控除の明細 書は、別紙「令和 8 年度（令和 7 年分）市・県民税申告受付日程表」のうら面 をご使用ください。） ※医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれかを選択してください。 申告後控除区分を変更することはできません。 ●医療費控除を受ける場合 次の計算式により計算した結果、残額のあるかた（控除額上限：2 0 0 万円） $\left[\begin{array}{cc} (1) \text{ 支払った} & (2) \text{ 保険金等で} \\ & \text{医療費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} (1) \text{ 総所得金額等の } 5 \% \\ (2) \text{ } 10 \text{ 万円のいずれか少ないほう} \end{array} \right]$ ●セルフメディケーション税制の適用を受ける場合 申告するかたが令和 7 年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組を行っ ており、特定一般医薬品の購入費が 1 万 2 千円を超えるかた （控除額上限：8 万 8 千円） ※申告書おもて面「4 所得から差し引かれる金額」の㉘医療費控除欄の「区分」 に「1」を記入してください。

6 所得金額調整控除

調整控除の種類	控除の要件（所得金額の計算の際に給与所得の金額から控除します。）
給与等の収入金額が 850万円を超え、次の いずれかの要件を満たす 場合（必要事項を申告書 うら面「15 所得金額 調整控除に関する事項」 に記入してください。）	・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者である同一生計配偶者を有する ・特別障害者である扶養親族を有する ・2 3 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日以降生まれ）の扶養親族を有する 所得金額調整控除＝（給与等の収入金額 [※] －8 5 0 万円）×1 0 % ※給与等の収入金額が 1,0 0 0 万円を超える場合、計算上使用する給与 等の収入金額は 1,0 0 0 万円
給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計の所得が 1 0 万円を超える場合	所得金額調整控除＝（給与所得＋公的年金等に係る雑所得）－1 0 万円 ※給与所得および公的年金等に係る雑所得が 1 0 万円を超える場合 は 1 0 万円



〔問い合わせ先・申告書送付先〕
〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号
長崎市役所 市民税課 個人課税 1～3 係（3 階）
【電話】095（829）1427

